

# 記 載 例 目 次

## 【扶養手当】

1	新たに職員となり配偶者及び子ども等を扶養する場合（無職の場合）	31
2	新たに職員となり配偶者及び子ども等を扶養する場合（給与所得がある場合）	33
3	新たに職員となり配偶者を扶養する場合（事業所得がある場合）	36
4	結婚して配偶者の子と養子縁組した場合	38
5	結婚して配偶者を扶養する場合（婚姻年月日R3.10.5、退職年月日R3.9.30）	41
6	子どもが生まれた場合	44
7	扶養親族が就職又は所得が変動（賃金の改定、雇用期間の変更等）した場合（所得が130万円以上になった場合）	46
8	扶養親族が就職した場合（所得が130万円未満で引き続き扶養親族の場合）（就職する前から無職・無収入だった場合）	48
9	扶養親族の所得が変動（賃金の改定、雇用期間の変更等）した場合（所得が130万円未満で引き続き扶養親族の場合）	49
10	扶養親族でない者が所得が変動（賃金の改定、雇用期間の変更等）により扶養親族の要件を具備した場合（所得が130万円未満になった場合）	50
11	扶養親族の要件を具備していなかった配偶者等が退職し雇用保険を受給するが待期期間中のため、この期間中扶養親族として認定する場合	52
12	雇用保険が待期期間中のため、この期間中扶養親族として認定されていた配偶者等が雇用保険を受給することとなったため扶養親族でなくなった場合	54
13	退職し雇用保険を受給していたため扶養親族の要件を具備していなかった配偶者等が雇用保険の受給が終了したため扶養親族として認定する場合	56
14	父母等を扶養親族として認定する場合	58
15	扶養親族である配偶者と離婚した場合（配偶者及び扶養親族がすべてなくなった場合）	63

## 【住居手当】

16	新規に借家等へ入居した場合（家賃に駐車場料金等が含まれ、分離不可の場合）	70
17	新規に借家等へ入居した場合（家賃に駐車場料金等が含まれ、分離可の場合）	72

18	借家等から借家等へ住居の変更をした場合	74
19	借家等から自宅、公宅等へ住居の変更をした場合（住居手当打切の場合）	76
20	家賃額の改定・家主の変更等があった場合	77
21	職員が単身赴任手当を受給することとなり、配偶者等も公宅を退去し、借家等に居住する場合（異動前は職員に係る住居手当を受給していなかった場合）	79
22	職員が単身赴任手当を受給することとなり、異動前からの借家に引き続き配偶者等が居住する場合（異動前は職員に係る住居手当を受給していたが異動後、公宅等に入居したため職員に係る住居手当を受給しない場合）	80
23	結婚し、扶養親族となる配偶者が借りていた住宅に住むこととなった場合（住居の変更前は住居手当を受給していない場合）	82

## 【通勤手当】

24	新規採用・異動の場合	97
25	住居移転（引っ越し）した場合（異動を除く。）	98
26	住居移転（引っ越し）したことにより打切りとなる場合（異動を除く。）	99
27	普通交通機関利用者の場合	100
28	特別急行列車等を利用して通勤する場合	101
29	高速自動車国道を利用して通勤する場合	103
30	通勤状況に変更があった場合	104
31	他校に兼務する場合	105

## 【単身赴任手当】

32	異動により初めて単身赴任になった場合	122
33	単身赴任手当を受給している者が異動により引き続き単身赴任の場合	124
34	単身赴任手当受給の配偶者が転居した場合	126
35	単身赴任手当を受給している職員が、配偶者と同居した場合（打切り）	128
36	異動により配偶者及び子と共に赴任し、その後高等学校に入学する子を養育することにより単身赴任となった場合	129

## 【へき地手当に準ずる手当】

- 37 新たに職員となったとき（採用に伴い住居を移転した場合） . . . . . 1 3 5
- 38 異動したとき（異動に伴い住居を移転した場合） . . . . . 1 3 5

## 【寒冷地手当】

- 39 新たに職員となったとき（主としてその収入によって世帯の生計を支えている場合） . . . 1 4 5
- 40 新たに職員となったとき（世帯主である職員に該当しない場合）※妻の借家の場合 . . . 1 4 6
- 41 新たに職員となったとき（世帯主である職員に該当しない場合）※実家の場合 . . . . . 1 4 7
- 42 住居の移転により世帯区分に変更があったとき（異動の有無にかかわらず） . . . . . 1 4 8
- 43 世帯区分に変更があったとき  
（扶養親族全員が国の寒冷地手当支給対象外に居住している場合） . . . . . 1 4 9
- 44 結婚したとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 0
- 45 子どもが生まれ配偶者と同居したとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 1
- 46 配偶者、扶養親族が就職したとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 2
- 47 扶養親族たる要件を欠いたとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 3
- 48 配偶者が退職したとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 4
- 49 新たに父を扶養したとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 5
- 50 離婚したとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 6
- 51 扶養親族（父）が死亡したとき（世帯区分に変更がある場合） . . . . . 1 5 7

## 【児童手当】

- 52 新たに受給資格が生じた場合 . . . . . 1 6 6
- 53 第2子以降が生まれた場合 . . . . . 1 6 7